

令和7年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年9月29日（月）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎本館3階大会議室

3. 出席委員 8名

会長	4番	秋吉	一郎
委員	1番	久保	光輝
	2番	衛藤	将明
	5番	江藤	国子
	7番	松田	浩二
	8番	佐藤	誠一郎
	9番	高田	英
	11番	竹林	論一

4. 欠席委員

3番	縣	浩一郎
6番	佐藤	政也
10番	大津	雄司

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による許可申請について
- ④農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥農地転用事業計画変更申請について
- ⑦非農地証明の発行について
- ⑧農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑨その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

【事務局】

定刻になりましたので、本日の出席委員は 11 名中 8 名の出席で会議規則第 8 条により総会は成立しますので、ただいまより令和 7 年第 9 回由布市農業委員会総会を開催いたします。新聞報道にもありました、全国 18 町村で農地の固定資産税を過大徴収しているという記事が大分合同新聞等になっております。

それについて、本日、大分県から緊急調査を由布市含め、県が行っています。

由布市におきましては、税務課と最終確認をしたところ、中間管理機構に貸借した情報については、税務課の方に渡っておりまして、由布市ではその減税は法律に則って減税措置されているということで確認はしております。

この制度が少し前から始まっていますので、現時点で確実にいえるのは最近ですが税務課の職員として業務に当たっている職員と、農業委員会の職員との間では確認は取れているのですが、その制度が始まったころの部分については、昔に遡る関係もあるので、税務課と情報共有をしながら、確認をしていきたいと思っているところです。ここ最近は、確実なところがいえるのですが、ちょっと制度が始まったのが古いものですから、その部分については今後、詰めていきたいと思っているところです。

新聞報道で出ておりますので、皆さんもちょっと気になりながら、本日参加されているということもあるでしょうし、本日の議題の後の方に、こちらから提案する部分もありますので、先にお伝えをして、今日の終わりの方に出てくる提案を、またスムーズに皆さんと話ができるたらなと思っているところで、冒頭でお話をさせていただきました。

もう 1 つ、議事に入る前に、皆さんにご承認いただきたいことがあります。

他県で、自己所有地の農地に違法投棄といいますか、保管する場所として、利用していたというようなことが、あったことが原因で、農業委員さん、また推進員さんの綱紀粛正と個人情報が漏れないようにというような、推進委員さんや農業委員さんをしていた方に関しましては、当たり前じゃないかというようなことを、今日提案させていただきたいと思います。

この提案は、全県的に、県の農業会議からおりてきている話ですので、このことについて、説明をしたいと思います。

他県において、農業委員会が委嘱している農地利用最適化推進委員さんが、自己所有地における廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、拘禁刑以上の刑が確定した案件がありましたので、今回決議をさせていただきたく、今お手元に農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議というものを、お配りさしていただいております。それを読み上げて決議とさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理感を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 31 条の議事参与制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を

徹底するための研修等を実施すること。令和7年9月29日、由布市農業委員会。読み上げて決議とします。よろしくお願ひいたします。

私が説明する中で、もう当たり前のことだというようなことを皆さんもご理解いただきながら、こちらが申し上げた決議の内容、聞いていただいて文章では目で追っていただいたと思います。特にこれについてご意見がなければ、由布市において決議を経たということで進めてよろしいでしょうか。

• • • • • 委員贊同 • • • • •

ではこれより、総会の方に入っていきたいと思います。会長挨拶及び議事進行を秋吉会長お願ひします。

(会長あいさつ)

(議長)

それではこれより、本日の会議を開きます。お諮りします。
会議は本日 1 日間といたしますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。従って会議は本日1日間と決定しました。次に、会議録署名委員の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番佐藤誠一郎委員よろしくお願ひします。続きまして採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第8のすべての件は、会議規則第14条により、挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限における委員は退席することになりますので、よろしくお願ひします。
それでは日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について3件。議案説明を事務局お願ひします。

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 1 号から 3 号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。 続いて日程第 2、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 7 件。 議案説明を事務局お願いします。

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(秋吉一郎委員)

議案第4号について説明します。場所は下湯平の幸野地区という所です。

受人が渡人の土地を、ある程度管理している感じがあるんです。今回、離農で管理できないということで、売買したいということで、受人は地元で農業もしていますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多數 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

続いて第5号議案については9番高田英委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

議案第5号について議席番号2番、衛藤委員よろしくお願ひします。

(衛藤将明委員)

議案番号5番を説明させていただきます。まず場所は湯布院町JR南由布駅付近の九州林産の北側の鉄道に面した圃場整備田になります。

この案件は、今年の7月に農業委員の許可申請で出ました農地と隣接しております、その申請の折に、一筆が漏れていたという形で追加申請になっております。

譲渡人は60歳でこの付近で██████████をしておりますが、農業ができないということで、友人である譲受人に贈与するという案件になっております。譲受人は、川北荒木の踏切の地区で畑をしておりまして、サツマイモや玉ねぎ、じゃがいもとか複数の野菜を20年近く作っております。農機具の装備も有しておりますが、耕作を続けていくには問題ないと思いますので、審議の方よろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案6号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

大津委員が欠席なので代わりに説明させていただきます。

場所は挾間町下市で渡人は姉妹であり、結婚し市外に出ていながらも農地を耕作していましたが、管理が難しくなってきたので隣に農地を耕作している。受人に相談したところ、売買という形で耕作してくれることになりました。受人の農地もきちんと管理し、農機具等もそろっており、問題ないかと思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

続いて議案7号について説明を、11番竹林委員よろしくお願ひします。

(竹林嗣一委員)

議案番号7番です。

場所が長宝団地からすぐの県道沿いです。今回の経営の状況なんですが、渡人が94歳のため生前贈与となっております。農地の方は受人が現在耕作しています。その他4反ほど営農しており、継続してその農地を管理することには全く問題ない状態です。審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案第8号について説明を8番佐藤委員、よろしくお願ひします。

(佐藤誠一郎委員)

議案8番の説明をいたします。

申請地は庄内町庄内原で庄内駅から旧道を湯布院方面に進んで、最初の踏切を越えて 200 メートルほど進んだところを右に少し入ったところにあるものでございます。譲受人のお兄さんが生前野菜を作っていた畑で、現在は草刈り管理を、義理のお姉さんがしております。譲渡人と受人は義理の兄弟関係でございます。

渡人が高齢になり、通いでの管理が難しくなったところが、弟さんにお願いすることになり、今回の贈与の話がまとまったということの申請でございます。

受人はこれまで農業の経験は特にございませんが、小型耕運機等を購入予定で、夫婦で野菜を栽培する計画でございます。申請地もすぐ上に宅地を有しております、現在は貸家としています。野菜の栽培につきましては、近くの方に指導を仰ぐということで、営農につきましては問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される議員の挙手を求める。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案9号について説明を5番、江藤委員お願いします。

(江藤国子委員)

議案番号9番について説明させていただきます。

場所はみの草入口のところからちょっと上に上がったところになります。

先日もこの部分は上がってきてたんですけども、申請し忘れてたということで、この2筆があがってきました。特に問題ないと思うので、よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案 10 号について説明を、11 番竹林委員よろしくお願ひします。

(竹林嗣一委員)

議案10号の受人は現在別府在住です。農地の場所なんですが、庄内の養護支援学校の近くの道をちょっと山手の方に30メートルぐらい上がったところです。宅地つきの農地になっています。今回の事情なんですが、受人が先ほど言ったように、現在、別府市在住なんですが、この農地の附属の宅地に引っ越すということで、今回の申請になりました。面積も小さく、家庭菜園として問題なく利用できる面積ですので問題ないと思います。審議をお願いします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

拳手多数

挙手多数により承認します。

日程第3、農地法第4条の規定による許可申請について、2件ほどあります。事務局議案説明を願います。

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 11 号について説明を 8 番佐藤委員よろしくお願ひします。

(佐藤誠一郎委員)

議案番号 11 番の説明いたします。

申請地は庄内町畠田で、県道別府庄内線を、猪野集落から長野方面に向かって左の市道に入り、200 メーターほど進んだ右手にある農地です。申請人の父親が梨の栽培をしていた土地でございます。

申請地の横の1393-30は父親が住んでいた宅地でございます。資料の3ページの字図で示しております。父親の生前約40年前は梨の栽培をしてございましたが、梨園を継ぐ者がおらず、耕作放棄地となつたものに、15年ほど前に申請人の弟が住宅兼倉庫を建てたものでございます。

農地法の許可を怠り、転用したこと等につきまして始末書を添付してございます。住宅用地として隣地の同意を取っており、排水につきましては、浄化槽を導入しております。地元の猪野竹の下地区水路に放流することに対して、自治委員の同意を得ております。すでに15年ほど住宅用地として使用しており、転用はやむを得ないと考えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案12号について説明を、11番竹林委員よろしくお願ひします。

(竹林論一委員)

議案番号 12 です。この案件ですが先ほどの 3 条の方で出た、古賀さんの引っ越し

て来るっていう土地になります。申請地は先ほど言いました家屋の前の田んぼになります。経緯なんですが、家屋への車での進入路として、かなり前からコンクリ舗装で整備して、進入路として利用している状態となっておりました。

今回の売買にあたり転用申請していないままだったことが発覚しました。現地を確認しましたが、実際にこの家屋へのアプローチとして、必要な通路になっております。今回はこの農地の駐車場もついてない物件ということで、この農地を駐車場として利用したいと、進入路と駐車場として整備し直すという計画になっております。隣地同意とその他書類は揃っております。審議の方お願ひいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

続いて日程4、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について2件ほどあります。事務局議案説明お願いします。

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

13、16号について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

説明いたします。別冊資料の12ページからが該当になっております。

12ページ広域図、13ページ位置図、申請地の場所なんですけれども、挾間国道沿いに葬儀場があるかと思います。そちらから線路を挟んで反対側あたりの農地です。

住宅街の最も端にあるような場所になつております。こちら申請地に、今現在

すでに施設がございます。その施設の拡張というような形で今回の用地が出ておるような形です。

15ページから16ページにかけて現地での写真、17ページに配置図、土地利用計画の方をつけさせてもらっております。そこから先は平面図となっております。必要性と面積等も課題ではないので、適正な面積ではないかなと思っております。

農地区分の3種農地というところで問題ない案件かなと思っております。以上です。

(議長) 二の件について質疑を求ひました。おはいおはい承認をう手

(議長) この件について質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

拳手多数 洋人多數 洋人多數 洋人多數 洋人多數

挙手多数により、議案 13 号及び 16 号を承認します。

(事務局)

大津委員の代わりにご説明いたします。

関連する資料のページといたしまして、20ページに広域の位置図、続きまして21ページにちょっとよった位置図というような形です。申請地ですけど、挿間字ツルの鬼崎までは行かないんですけど手前にローソンがあると思います。

この道路を挟んで反対側という形になります。

資料いたしましては、そこから字図、現地写真、配置図というふうになっております。こちらの [REDACTED] なんですけれども、車の販売や整備に携わっている会社さんで、申請地のすぐ近くに [REDACTED] があるかと思うんですけれども。ここと提携会社というわけではないんですけど、関連会社としても結構一緒に仕事をされているということでした。

そういう整備の関係上、[REDACTED]の近くで用地を探しておって、ここが使えるだろうということで、今回の申請に至ったということになっております。

こちらもですね農地区分といたしまして3種農地、準工業地域ということもございますし、配置図的にもですね無駄なく配置しておるのかなというふうに思いますので、問題ない案件かと考えております。審議をお願いいたします。

(議長)

質疑はございますか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

日程第5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件ございます。議案説明を事務局お願いします。

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案第15号について説明を8番佐藤委員お願いします。

(佐藤誠一郎委員)

議案 15 号ご説明いたします。

申請地は先ほどの4条の時と同じでございますけど、庄内町畠田で県道別府庄内線を猪野集落から長野方面に向かって、左の市道に入り200メーター進んだところの右手にある農地であります。

先ほどの4条で説明してすぐ隣の農地でございます。

申請人の父親が生前40年ほど前は梨の栽培をしておりましたが、梨園を継ぐ者がおらず、耕作放棄地となっていたものに、平成6年ごろに資料の28ページの写真がございますけど、この奥に中西さんの家がございます。

その家を建設する際に、進入路が必要となり道路用地として、父の代に提供していましたのでございます。

許可の申請を怠り、転用したことに対しまして始末書をきちっと書いてあります。道路として隣地の合意も得てございます。排水についても問題ないと判断しております。すでに30年間、道路用地として使用しており、転用やむなしと判断いたしま

した。審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

拳手多数

筆手多数により承認します。

議案 16 号については先ほど議案 13 号と同時審査を行いましたので、ここでは割愛いたします。

議案第17号について説明を1番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案17番です。これは不動産屋さんが入って行政書士さんのもとで現地確認を行いました。隣地確認とその排水の書類もそろっておりました。ここは土地が広いと思いますが、区画としては新築2棟を販売するそうです。

もうこの辺の農地については資料の30ページから32ページへ載ってます。

32ページにちょっと見て欲しいんですけども、この辺はもともと畑があつたんですけど、もうほとんど宅地に変わっています。

残り、この区画だけ田んぼで残っているような感じでした。もうここが宅地に変わつても、何ら問題はないかと思います。以上です。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

(議長) 質疑を求めます。

(高田英委昌)

すいません。字図の資料 32 ページのところで、北側に、道の横の水路があろうかと思うんですが、こっちの計画図はなんか途中で消えてるんですけど、暗渠って書いてあるんですが。

(久保光輝委員)

十に埋まってます。

(高田英委昌)

これを今回の工事で塞ぐっていうことではないですよね。

(久保光輝委員)

そもそももう暗渠として塞がっているんですよ。

側溝自体なくアスファルト舗装されています。

(高田英委員)

水路幅は国有地ですので、これ正式に言うと払い下げをしないと悪いんですけども、水路組合というところがあるんですよね。

(事務局)

水路はですね、市道側溝に当たるみたい。暗渠自体も、ちょっと赤線引いてるのでわかりにくいかと思うんですけど、途中から作ってるような形になりますね。

(高田英委員)

田んぼの水路で使っているってことはないですね。

(事務局)

それはないです。

(議長)

その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案 18 号について説明を 1 番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案18番です。ここが挿間町谷になります。資料でいうと35ページから37ページに載っています。37ページを見て欲しいんですけども、申請地は書き込んでいます。面積的には618平米と広いなと感じますが、実質法面を含めても400平米台ぐらい平場になっていましたので、特に、過剰に広いなという印象はありませんでした。この水路、隣地の確認を取っています。新築を建てるということなんで、その予算の方も確認して、資料もそろっていました。問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

議案 18 号について、質疑を行います。

(高田英委員)

事務局さん、第1種農地ですね。例外は何を適用されたのですか？

(事務局)

道路反対側からの並びで住宅接続。3戸連単取っております。

(高田英委員)

何戸とか基準がありますか。

(事務局)

3戸というふうに県の方に確認をとりました。新しく建てる家含めて3戸ということでした。今回道路を挟んでいるっていうような形になっておるかと思うんですけど

れども、過去には、道路を挟んでいた場合、連単は取れないっていうような取り扱いで大分県がやっていた時期があるらしいんですけれども。それは違いますよといふうに農政局さんから言われた経緯があるらしくて、道路挟んでも問題ないというところで、今回3戸連担取らせてもらっております。

(議長)

その他質疑ありますか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · 拳手多数 · · · · ·

挙手多数により承認します。

続いて日程第6 農地転用事業計画変更申請について、事務局説明をお願いします。

日程第6 農地転用事業計画変更申請について

お配りした資料の中の備考ですが、面積が広いので常設審議委員会及び県許可案件です。過去に大分県の方で許可を出している案件になります。今回の変更に関しては大分県が許可を出すようになります。今回は大分県に対して意見があれば、意見を欲して進達する形になります。

【事務局朗読説明】

(議長)

45 ページ、平面図から 46 ページの字図、これ右下のこの建物がグラウンドになる
という事ですか

(事務局)

43ページと合わせて見てもらうと少しわかりやすいのかなあと思います。

43ページ上で、赤色で囲ませてもらっているものが46ページと赤色で囲まれていない青字部分、要は北側の部分、こちらの方がもうすでに完成しているといった形になります。右下45ページのもともとの配置図でいくと、右下のおっきい建物と駐車場の左下の駐車場ですね。こちらが今回の変更対象というふうにお考えください。

(議長)

議案の 19 号について質疑を求める。

(高田英委員)

先ほどと一緒で第1種用地になつてますけど、許可の例外は何でされたんですか。

(事務局)

こちらも過去に許可を出しているというところで今回、確認漏れております
過去に県がしております。そのような形になりますので、許可できる、該当する
ものがあるというのは間違いないんですけども、私の確認漏れで、どこが該当する
んだろうっていうところを、今回調べておりませんでした。大変申し訳ございません。何かしら必ず、当てはまってくる要件があるというのは間違いないと思うん
ですが、それがどこが該当しているかっていうところが、ちょっとお時間いただけ
ましたらまた後程ですね、この2つの、情報がないので、まだどれに該当するかで
ございますけれども、この後、中間管理等、議事が進んでいくかと思いますので、

その間に私の方が一度確認取らせていただければなと思うんですが、どうでしょうか。

(議長)

19号については、ちょっといろんなことを調査するということですので飛ばしますので、日程第7、非農地証明の発行について2件ほどあります。議案説明事務局よろしくお願ひします。

日程第7 非農地証明の発行について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 20 号について質疑を受けます。採決いたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

拳手多数

挙手多数により非農地証明の発行を決定いたします。

議案 21 号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる拳手を求める。

挙手多数により非農地証明の発行を決定いたします。

日程第8、農用地利用集積等促進計画の意見聴取について農地中間管理事業分について12件ほどあります。議案説明事務局よろしくお願ひします。

日程第8 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について 農地中間管理事業 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 22 号から 33 号について、一括して質疑を受けます。

(高田英委員)

経営面積で0平米の方が何人かおられるのですけど、大丈夫ですか。

(事務局)

農政課と確認して、経営面積0の方とかいらっしゃいますが、農政課が確認して、経営面積0でも、やっていける知識と経験がある方と一緒にすることも大丈夫です。

(高田英委員)

特に 30 号については、これ会社ですかね。

(事務局)

(久保光輝委員)

会社で参入してきてるのですけれども、基本従業員 3 名で、毎日ではないけれども、週に 3 回など来ています。庄内梨組合、毎月勉強会があります。青年部という組織もあります。それにも参加してもらっています。なのでそこで情報交換なり、作業の技術の勉強になってとかもちろんとしていますので、問題ないかと思います。

(議長)

よろしいですか。他に質疑なければ、一括して承認を取りたいと思います。
承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 22 号から 33 号を承認します。

続いて先ほどの 19 号に戻りたいと思います。事務局説明をお願いします。

(議長)

議案書で言うと 1 枚紙のやつですね。

16 ページ。こちらで農地区分が 1 種農地というところで何の例外規定に入ってくるのですかというご質問だったと思います。当時の資料等を見てきたんですけども、読み上げます。難しいかもしれないんですが、例外規定といたしましては、申請に関わる農地を公共性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに用いるというのがございます。

その中の 1 つに、土地収用法、その他の法律により、土地を収用しまたは使用することができる事業というものがございます。前回許可を取得したとき、これに基づいて 1 種農地の例外規定を取ったということになっておりました。今回も同様にこちらをとることになろうかと思います。

土地収用法とかですねその他の法律によりっていいうところで、私もこの法律を再度調べてみないとっていうところはあるんですけども。そちらの法律の方ですね、該当するものだろうということかなと思います。当時も今回どういう、常設審議会、県の諮問委員会、こちらの方にかけているときの資料を見つけたんですけども、その中にこの書きぶりがありましたので、間違いないとは思います。

この内容について私がまだちゃんと理解できていないというところが正直あるんですけども、根拠として確かなものはあるのだろうというところは、今現在言えますから。そのあたりをちょっと再度調べてみないと何とも。

(議長)

一応、変更申請について、意見があるかっていう、今回の変更されておりますので、それについて意見があるかないかの審議、これは前回そういう申請して通って今回変更申請出されたということで、内容的には意見か何か出す。農業委員として今審議する中で、意見的なことはないと思う。内容的に不備とかいうようなところがあれば、そういう付帯事項として意見として出したほうがいいかと思うけど、その辺のあれは何か。事務局の方から説明ありましたように一応意見がない、意見なしと言って進達するのか。

意見があれば皆さん 의견を伺いながらということですけど、なかなか難しい。

どうですか。1 回申請されて今回変更申請されていますので、その件についてその前にそれに対して意見を出せというの自体がちょっと全く許可できないやつに対し

て意見を出せと言うの難しいんだけど、今回は意見なしという形で進達してもよろしいでしょうか。よろしいですか。

・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・・

大分県に対して、意見なしということで進達しいたします。

その他何かあれば、なければ終了します。以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。お疲れ様でした。